

問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年10月9日（令和元年（行個）諮問第102号）

答申日：令和2年8月31日（令和2年度（行個）答申第71号）

事件名：本人が特定職員からパワハラ・セクハラを受けた件について行った調査・処分が記録されている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年から平成30年に私が福島労働局特定課室に在職していたときに同局職員の特定個人からパワハラ・セクハラを受けた件について、福島労働局が調査し処分を行った関係記録一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年7月3日付け福島労発総0703第1号により福島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 開示された文書を見て、あまりにも墨で消された箇所が多く、啞然としました。文書によっては全面消されており、どんな文書なのか知ることができません。

厚生労働省がホームページで公開している「厚生労働省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に対する開示決定等に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）では、部分開示について、「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする」とあります。今回のような消し方は、不開示部分を拡大した不当なものと言わざるを得ません。

よって、不当に不開示となっている箇所を取り消すよう求めます。

(2) 決定通知書の「不開示とした部分とその理由」についてです。

まず、法14条2号該当により不開示としたとありますが、審査基準には、「公務員等の職及び職務の遂行に関する情報」については、情報公開法5条1号ハと同様に、法においても「不開示情報から除外することとした」とあります。また、審査基準では、「個人識別性の除去による部分開示」について、「個人識別部分のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法14条2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになり、法15条1項の部分開示が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる」とあります。今回のセクハラやパワハラは、紛れもなく公務である労働相談の対応において行われたものであり、全て開示されるべきです。パワハラの加害者の氏名や行為が開示されていないのはおかしいですし、必要がないところまで消しているのではないかという疑いがあります。

次に、法14条7号ニ該当により不開示としたとありますが、審査基準では、同号ニについて、「人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである」とあります。聴取した内容に関する記録とか、人事関係の履歴に関する記録とか、処分に関する連絡、協議及び決定を行った記録を開示しても「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとは思えません。処分のために調査した記録とか処分結果を墨消しにするのは、明らかに拡大解釈です。

以上述べたように、原処分は、全体として、個人情報の開示制度を曲解した不当なものです。

- (3) (中略) 聴き取り調査を受けた時に、担当者から調査状況や、その後に処分を受けたことは聞きましたが、説明責任のある総務課長からは全く説明がありませんでした。(中略)

処分庁は、本来ならセクハラやパワハラの指導をするべき立場でありながら、ひどいセクハラパワハラをした特定職員を、職員だからという理由でかばうために、このように真っ黒な文書にしてしまったのではないかと疑っています。非常勤職員のことをやはり軽く考えているのか、と、きちんと説明をする気はないのかと、がっかりしています。福島労働局からもパワハラを受けたような感じがしています。

(中略) 厚生労働大臣には、非常勤職員だからと軽く考えず、公正な審査をお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年6月4日付け（同月5日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年8月13日付け（同月14日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人以外の特定の個人である特定の職員の人事上の処分に係る文書である。福島労働局において探索を行ったところ、平成30年特定日から平成31年特定日までの間に作成された処分協議書（人事記録、聴取書、矯正措置書等を含む。）、処分報告書等が認められたため、そのすべてを本件対象保有個人情報が記録された文書として特定した。具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書25の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

文書3ないし文書5、文書8ないし文書16、文書18ないし文書番号20及び文書22ないし文書25には、特定の被処分者個人について、特定の非違行為に対する処分等の内容に関する記載がある。これらの情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員の固有の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常である。このような情報の性格から、処分内容及び執行状況等は、処分者、被処分者及び人事担当者のみが知り得るものであり、その取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることはできないものである。このため、これらの記載は、法14条2号本文に該当する。

当該情報は、法14条2号ただし書イ及びロのいずれにも該当せず、また、被処分者は国家公務員であり、当該事案の中に被処分者の職務に関係する部分が含まれるとしても、懲戒処分を受けることが当該職員に分任された職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

このため、これらの情報は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号二の不開示情報

文書 3 ①（6 頁及び 7 頁）及び②，文書 8，文書 9 ②，文書 10 ないし文書 16 及び文書 18 ないし文書 20 の不開示部分は，非違行為に対する調査において作成された聴取書又はその記載内容の引用部分である。（中略）

当該部分は，被聴取者を特定できる情報及び聴取内容であり，これを開示した場合，今後同様の事案が発生した場合に，関係者からの聴取などの対応に萎縮効果を及ぼすおそれがあり，非違行為に係る事実確認が困難になるなど「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」がある。

このため，当該部分は，法 14 条 7 号二に該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ 以上のことから，審査請求人が既知である情報を除き，法 14 条 2 号本文及び 7 号二に該当する情報は不開示とすることが妥当である。

（注）補充理由説明書による修正点は，文書 3 ①（6 頁及び 7 頁の不開示部分），文書 8 ①，文書 11 ①，文書 16 ①及び文書 18 ①についての法 14 条 7 号二の不開示情報該当性の追加である。

（3）審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書（上記第 2 の 2）において，「今回のセクハラやパワハラは，紛れもなく公務である労働相談の対応において行われたものであり，全て開示されるべき」，本件対象保有個人情報記録された文書の内容を開示しても「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとは思えない等と主張するが，不開示情報該当性については，上記（2）のとおり，法 14 条各号に該当するか否かにより判断しているものであり，審査請求人の主張は，上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分における不開示部分のうち一部（注）を新たに開示した上で，その余の部分については，法 14 条 2 号及び 7 号二に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

（注）様式部分，空欄・スペース部分，年月日の数字を除く部分等

第 4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 令和元年 10 月 9 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月 23 日 | 審議 |
| ④ 令和 2 年 7 月 9 日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 同月 14 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |

⑥ 同年8月27日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号二に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示理由を整理の上、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

ア 通番1

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、処分協議（案）の一部であり、審査請求人が福島労働局特定課室に勤務していた時期の特定職員の職名及びその在任時期が記載されている。当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において特定職員の職氏名が開示されており、また、原処分において開示された情報から、審査請求人と特定職員は当該時期に当該特定課室に配属されていたことが認められることから、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、特定職員が審査請求人等の職員に対して行った非違行為の概要記載の一部である。原処分において特定職員の氏名が開示されており、当該部分は、これと照合することにより、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番3，通番21及び通番23

(ア) 別表の5欄の(1)に掲げる部分

当該部分は、矯正措置書(案を含む。)の一部であり、審査請求人が福島労働局特定課室に勤務していた時期に特定職員が就いていた役職の職務内容及び特定職員の当該職の在任時期が記載されている。原処分において特定職員の職氏名が開示されており、当該部分は、これと照合することにより、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記ア(ア)と同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 別表の5欄の(2)に掲げる部分

当該部分は、矯正措置書(案を含む。)の記載内容のうち、特定職員が審査請求人等の職員に対して行った非違行為の概要記載の一部である。原処分において特定職員の職氏名が開示されており、当該部分は、これと照合することにより、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同様の内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4

当該部分は特定職員の人事記録の一部である。当該部分には、特定職員の氏名、人事発令年月日、勤務記録事項及び発令者が記載されており、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められるが、審査請求人が福島労働局特定課室に勤務していた時期に同職員が就いていた職に同職員が発令されたことを示す記録であり、上記ア(ア)と同様の理由により、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、上記ア(ア)と同様の理由により、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番5

当該部分は、福島労働局総務部総務課長が特定職員から聴取した結果を記録した聴取書を確認した特定職員による自署であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当する。

原処分においては、当該聴取書の冒頭部分に記載された被聴取者の職氏名が開示されており、また、別文書において特定職員の自署が開示されている。個人の自署については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、自署まで開示する慣行があるとは認められないとするのが通例であるが、本件においては、原処分において自署が開示済みであることから、審査請求人が知り得る情報であると認めざるを得ず、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分を開示しても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番7

当該部分は、非違行為発生報告書の記載の一部であり、特定職員が審査請求人等の職員に対して行った非違行為の概要及び発生日時の記載である。当該部分は、当該非違行為の内容を日時及び場面態様を特定して記載しており、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示された情報から、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番22及び通番24

当該部分は、特定職員が非違行為に関連して受けた矯正措置について福島労働局から厚生労働省本省に報告された文書の一部であり、具体的には、当該報告書の添付資料の2件の資料名及びそのうちの1件の資料の標題等記載の一部である。当該部分は、特定職員が受けた矯正措置についての処分関係書類の一部であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示された情報から、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1の1頁不開示部分、通番4及び通番7

(ア) 当該部分のうち、通番7の「管理監督者」枠の「生年月日（年齢）」欄の記載は、特定職員の元上司の生年月日であり、法14条2号本文前段に定める開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

(イ) 当該部分のその余の部分は、特定職員等の人事記録であり、特定職員等の氏名、本籍、性別、生年月日、学歴、試験・資格、研修経歴、職名とその発令日・発令者等の勤務記録事項等が記載されており、上記(1)ウのとおり、当該職員ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法14条2号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを開示すると、処分を受けた職員の関係者等一定範囲の者には、当該職員等が特定されるおそれがあり、当該職員等の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

(ウ) したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3及び通番21ないし通番24

当該部分は、矯正措置書（案を含む。）の記載内容の一部であり、特定職員が審査請求人等の職員に対して行った非違行為に関して処分を受けた特定職員等の職氏名、生年月日、年齢、所属及び処分の内容等が記載されており、当該職員ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、また、職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項による部分開示について検討すると、当該部分

のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを開示すると、処分を受けた職員の関係者等一定範囲の者には、当該職員等が特定されるおそれがあり、当該職員等の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分

当該部分には、特定職員が審査請求人等の職員に対して行った非違行為に関して、福島労働局の職員から聴取した内容、聴取内容を踏まえて認定した事実、対応方針、被聴取者の職氏名等が記載されていることが認められる。このため、当該部分は、これを開示すると、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、非違行為を受けた者又は処分対象者いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号二に該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号二に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号二に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号二のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書 番号	2 文書 名	3 頁	4 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分		5 4 欄の うち開示す べき部分	
			不開示部分	通番 法14 条各号 該当性		
文書 1	決裁起案 文書	1	なし	-	-	
文書 2	処分協議 文書	1	なし	-	-	
文書 3	処分協議 (案)	1 ないし 7	① 1頁4行目9文字目ないし12文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目, 21文字目, 22文字目, 5行目3文字目ないし19文字目, 7行目ないし12行目, 14行目不開示部分, 15行目5文字目, 6文字目, 8文字目, 12文字目, 13文字目, 15文字目, 17行目ないし20行目不開示部分, 6頁2行目ないし34行目, 36行目, 37行目3文字目ないし10文字目, 38行目ないし41行目, 7頁1行目ないし12行目, 22行目ないし24行目不開示部分	1	2号, 7号二 (6頁 及び7 頁の不 開示部 分)	(1) 1頁 8行目, 1 5行目 (2) 1頁 18行目な いし20行 目
			② 1頁40行目19文字目, 20文字目, 22文字目, 24文字目, 25文字目, 41行目, 2頁1行目ないし3行目, 4行目2文字目ないし10文字目, 23文字目, 24文字目, 26文字目, 28文字目, 29文字目, 5行目ないし11行目, 13行目ないし17行目, 18行目2文字目ないし16文字目, 19文字目ないし22文字目, 19行目2文字目ないし5文字目, 18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 20行目ないし24行目, 25行目19文字目, 20文字目, 22文字目, 24文字目, 26行目, 27行目, 28行目2文字目ないし13文字目, 26文字目, 27文字目, 29文字	2	2号, 7号二	-

			目, 3 1文字目, 2 9行目ないし3 2行目, 3 4行目ないし3 7行目, 3 頁1行目2文字目ないし5文字目, 1 8文字目, 1 9文字目, 2 1文字目, 2 3文字目, 2 4文字目, 2 行目ないし8行目, 9行目1 9文字目, 2 0文字目, 2 2文字目, 2 4文字目, 1 0行目ないし1 4行目, 1 5行目2文字目ないし2 3文字目, 1 6行目4文字目, 5文字目, 7文字目, 9文字目, 1 0文字目, 1 7行目ないし2 2行目, 4 0行目2文字目ないし2 7文字目, 4 1行目2文字目ないし4 2行目2文字目, 5文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 1 1文字目, 1 2文字目, 4 頁1行目ないし5行目, 7行目ないし2 3行目, 3 6行目1 9文字目, 2 0文字目, 2 2文字目, 2 4文字目, 2 5文字目, 3 7行目ないし3 9行目, 4 0行目2文字目ないし2 3文字目, 4 1行目4文字目, 5文字目, 7文字目, 9文字目, 1 0文字目, 4 2行目, 5 頁1行目, 2 行目, 4 行目ないし1 5行目, 1 6行目2文字目ないし最終文字, 1 7行目2文字目ないし5文字目, 1 8文字目, 1 9文字目, 2 1文字目, 2 3文字目, 2 4文字目, 1 8行目ないし2 1行目, 2 2行目1 9文字目, 2 0文字目, 2 2文字目, 2 4文字目, 2 3行目ないし2 7行目, 2 9行目ないし3 8行目			
文書 4	矯正措置 書 等 (案)	1 及 び2	1 頁不開示部分 (4 行目6 文字目, 7 文字目, 1 0文字目, 1 2文字目, 1 4文字目, 1 7文字目, 1 8文字目, 2 1文字目, 2 3文字目及び2 6文字目を除く。), 2 頁1行目ないし1 1行目	3	2号	(1) 1 頁 4 行目ない し7 行目, 1 2行目 (2) 1 頁 8 行目ない し1 0 行 目, 1 3 行 目

文書 5	人事記録	1 ないし 10	1 頁ないし 10 頁不開示部分（1 頁及び 5 頁の「年」，「月」，「日」，「生」並びに各頁の頁番号，様式番号，表題，各欄項目名及び欄外備考を除く。）	4	2 号	1 頁ないし 4 頁の「氏名」欄（ふりがなを含む。），4 頁の「年月日」，「勤務記録事項」及び「発令者」の各欄の各 1 2 行目及び 1 3 行目
文書 6	聴取書①	1 ないし 6	なし	-	-	-
文書 7	ショート メール抜 粋	1 及び 2	なし	-	-	-
文書 8	聴取書②	1 ないし 4	① 4 頁の署名部分	5	2 号， 7 号二	全て
			② 1 頁 2 行目 6 文字目，7 文字目，9 文字目，11 文字目，12 文字目，15 文字目，3 行目不開示部分，8 行目ないし 4 頁 3 行目（「問」及び「答」を除く。）	6	2 号， 7 号二	-
文書 9	非違行為 発生報告 書（第一 報）	1	① 「発生日時」欄 3 文字目，4 文字目，6 文字目，7 文字目，9 文字目，11 文字目， <u>14 文字目</u> ，15 文字目，17 文字目，19 文字目，20 文字目，「非違行為者」枠の「生年月日（年齢）」欄 1 文字目ないし 4 文字目，6 文字目，8 文字目，11 文字目，12 文字目，「所属・官職」欄の不開示部分，「管理監督者」枠の「生年月日（年齢）」欄 1 文字目ないし 4 文字目，6 文字目，8 文字目，11 文字目，12 文字目，「非違行為の概要及び対応状況」欄の不開示部分	7	2 号	「発生日時」欄及び「非違行為の概要及び対応状況」欄の不開示部分
			② 「今後の対応」欄の不開示部分	8	2 号， 7 号二	-
文書	報告書	1 及	1 頁 1 行目ないし 2 頁 3 行目，4	9	2 号，	-

10		び2	行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 5行目 (「項番」及び「・」を除く。)		7号二	
文書 11	聴取書③	1ないし4	① 2頁ないし4頁の左上印影部分, 4頁の署名及び手書き日付部分	10	2号, 7号二	-
			② 1頁2行目5文字目, 6文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 14文字目, 3行目及び4行目不開示部分, 8行目ないし4頁26行目(「項番」を除く。)	11	2号, 7号二	-
文書 12	聴取書④	1ないし3	1頁2行目6文字目, 7文字目, 9文字目, 11文字目, 12文字目, 15文字目, 17文字目, 18文字目, 20文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 26文字目, 27文字目, 3行目ないし5行目不開示部分, 9行目ないし3頁7行目(「問」及び「答」を除く。)	12	2号, 7号二	-
文書 13	前紛争調整官特定職員に関する聴き取り報告⑤	1及び2	1頁2行目及び3行目不開示部分, 4行目ないし2頁21行目(「問答番号」を除く。)	13	2号, 7号二	-
文書 14	前紛争調整官特定職員に関する聴き取り報告⑥	1ないし3	1頁2行目及び3行目不開示部分, 4行目ないし3頁8行目(「問答番号」を除く。)	14	2号, 7号二	-
文書 15	前紛争調整官特定職員に関する聴き取り報告⑦	1及び2	1頁2行目及び3行目不開示部分, 4行目ないし2頁3行目(「問答番号」を除く。)	15	2号, 7号二	-
文書 16	聴取書⑧	1及び2	① 2頁の署名及び印影部分	16	2号, 7号二	-
			② 1頁2行目6文字目, 7文字目, 9文字目, 11文字目, 14文字目, 3行目及び4行目不開示	17	2号, 7号二	-

			部分， 8 行目ないし 2 頁 8 行目（「問」及び「答」を除く。）			
文書 17	聴取書⑨	1 ないし 3	なし	-	-	-
文書 18	聴き取り 結果⑩	1	① 署名及び印影部分	18	2号, 7号二	-
			② 2行目6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 18文字目, 19文字目, 21文字目, 22文字目, 3行目及び4行目不開示部分, 7行目ないし27行目（「問」及び「答」を除く。）	19	2号, 7号二	-
文書 19	聴取書⑪	1	2行目6文字目, 7文字目, 9文字目, 11文字目, 12文字目, 15文字目, 17文字目, 18文字目, 20文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 26文字目, 27文字目, 3行目及び4行目不開示部分, 7行目ないし31行目（「問」及び「答」を除く。）	20	2号, 7号二	-
文書 20	上申書	1 ないし 3	1頁2行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 3行目, 4行目ないし3頁29行目（「項番」を除く。）， <u>32行目</u>	-	2号, 7号二	-
文書 21	職員の矯正措置の実施について（大臣官房地方課長通知）	1	なし	-	-	-
文書 22	矯正措置書等（案）	1及び2	1頁不開示部分（4行目6文字目, 7文字目, 10文字目, 12文字目, 14文字目, <u>17文字目, 18文字目,</u> 21文字目, 23文字目及び26文字目を除く。），2頁1行目ないし11行目	21	2号	(1) 1頁4行目ないし7行目, 12行目 (2) 1頁8行目ないし10行目, 13行

						目
文書 23	職員の矯正措置について (報告)	1	不開示部分(11行目を除く。)	22	2号	16行目, 17行目
文書 24	矯正措置書	1	不開示部分(4行目6文字目, 7文字目, 10文字目, 12文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目, 21文字目, 23文字目及び26文字目を除く。)	23	2号	(1) 1頁 4行目ないし7行目, 12行目 (2) 1頁 8行目ないし10行目, 13行目
文書 25	受領書	1	不開示部分	24	2号	1行目, 3行目8文字目ないし15文字目

(注) 1 4欄の不開示部分の下線部分は、補充理由説明書及び別表の未記載・誤りについて、当審査会事務局において訂正したものを示す。

2 4欄の法14条各号該当性の下線部分は、補充理由説明書による追加を示す。